

【請願趣旨】

近年の異常な猛暑は、園児・児童・生徒の健康や命を脅かす深刻な問題となっています。

国や自治体によりWBGTを用いた熱中症予防の基準は示されていますが、現場ごとに解釈や運用が異なり、保護者にはどのような対策が採用されているのか不明瞭な状況があります。特に熱中症警戒アラート発令時に屋外活動やプール授業が実施される事例もあり、基準の統一的な運用が求められています。

未就学児や小学校低学年は体温調節機能が未発達で熱中症リスクが高く、一度軽度でも発症するとその後はより低い条件でも発症しやすく、集中力の低下や体調不良など長引く後遺症が残る場合もあります。「倒れなければ大丈夫」ではなく、「熱中症にならないこと」が最も重要です。

子どもたちは本来、屋外でのびのびと活動し、自然に触れることが心身の成長に不可欠です。しかし近年の猛暑はその前提を脅かしており、安全確保のため基準の徹底が急務です。屋外活動を安全な条件に切り替えられる仕組みを整えることは、活動機会を減らすためではなく、命を守りながら子どもたちの学びや遊びを継続するためです。

現場任せや「努力目標」だけでは命を守れません。市として、WBGT基準を踏まえた屋外活動・プールの安全基準を徹底するとともに、現場の負担がない状態で運用できる体制を整えることを求めます。

【請願事項】

下記の事項について、長浜市として制度化・予算化を行い、速やかに実施してください。

1. 熱中症予防対策ガイドラインの徹底

対象施設：市内全ての保育園・幼稚園・小学校・中学校

- 滋賀県教育委員会の熱中症予防対策ガイドラインⅢ章に記載の対応を徹底し、保護者への情報共有を図ること。

- 未就学児および小学校低学年については、同ガイドラインのⅠ章の表1-1の「暑さに弱い人」として取り扱うことを検討すること。

2. 冷房・冷却設備の整備

対象施設：市内全ての保育園・幼稚園・小学校・中学校、及び各施設の体育館・特別教室

- 存続が見込まれる体育館を優先して冷房設備を整備すること
- 設置が困難な場合は大型移動式冷風機(1施設3台以上)を配備し、WBGT28以上で必須使用とすること

3. 代替活動の事前準備と保護者への周知

- 「猛暑対応代替活動ガイドブック」を作成・配布し、室内で可能な活動を年齢別に提案
- 体育館や教室に簡易運動用具・レクリエーションキットを常備
- 冷房の効いた地域施設(まちづくりセンター・市民体育館等)を猛暑時利用できるようにする

4. 水分補給体制の充実

- 屋内外活動時を問わず、季節を問わず、すべての在園・在校時間において水分に加え電解質飲料の支給または持参を認めること
- 自動販売機や給水スポットの整備。設置・運用費用については、市の負担、または保護者会費等からの支出を含め検討すること

【請願理由】

この請願は、子どもも大人も安心して過ごし、学び、遊べる環境を守るためのものです。屋外活動や自然とのふれあいを制限することが目的ではありません。

本件は一過性の問題ではなく、継続的な対策が求められる恒常的課題です。保護者が個別に訴えるだけでは対応が遅れ、「声がない＝問題がない」という誤解を招きかねません。これは個人の苦情ではなく、子どもの命を守るための構造的課題です。市として基準の徹底と、現場に負担の少ない運用方法を構築することで現場を支えることを強く求めます。

また、体育館等は災害時の避難所に指定されていることが多く、夏場に避難所となる際の環境整備も兼ねることになります。子どもの命だけでなく、市内在住の市民全体の安全確保にもつながります。防災対策のための地方債の有効活用など、複数の財源を柔軟に組み合わせることでの早急な対応をお願い申し上げます。